

盛岡広域振興局長告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成25年3月5日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 紫波インター線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-----------------------------|------|----------------|----------|
| 紫波郡紫波町北日詰字守屋8番10地先から8番1地先まで | 新 | m 62.1~20.9 | m 8.0 |
| | 旧 | 18.7~17.5 | 8.0 |

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 不動盛岡線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|-------------------------------|------|----------------|------------|
| 盛岡市永井20地割72番1地先から17地割21番1地先まで | 新 | m 29.0~12.9 | m 154.0 |
| | 旧 | 19.0~12.0 | 154.0 |

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 平成25年3月5日から同年4月5日まで